

平成25年12月13日（金）

**日程第9 委員会提出議案第1号 新聞の
軽減税率を求める意見書につ
いて**

○議長（石橋英和君）日程第9 委員会提出議案第1号 新聞の軽減税率を求める意見書について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
総務委員会委員長 21番 岡君。

〔21番（岡 弘悟君）登壇〕

○21番（岡 弘悟君）それでは、意見書の朗読をもって説明とさせていただきます。

新聞の軽減税率を求める意見書。

新聞販売店は、「国民の知的インフラとしての新聞を毎朝届けることで国力の維持に貢献している」という誇りを持ち、戸別宅配制度を維持することで、国民の政治的・社会的関心を喚起し続けることが使命と考えて日々の仕事に取り組んでいる。

政府は景気回復に向けて積極的政策を展開中であるが、国民の所得が順調に増える保障はない。来年4月に予定している消費税増税によって各家庭の経済的負担が増せば、民主主義を支える社会基盤である新聞の購読を中止する家庭が増えることを懸念する。

そうなれば国民の知的レベルや社会への関心が低下することにより、日本の将来が危ういものになる。特に、社会的・経済的弱者にその傾向が出た場合は、格差が拡大し、社会的不安を招く。

また、新聞販売店の経営が大幅に悪化すれば、全国36万人超の販売店スタッフの雇用の場が失われる可能性がある。

政府は消費税アップに例外はつくりたくないと考えているようであるが、多くの国では品目別の複数税率が導入されている。そして、

民主主義という観点での先進国では、以前より新聞、書籍などに軽減税率を適用している。よって、下記の事項の実現を強く要望する。記。

1. 消費税増税にあたり複数税率を導入すること。

2. 新聞へ軽減税率を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月 橋本市議会。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（石橋英和君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）この意見書を提出することに反対の立場から討論を行います。

先ほど、3番議員が、この新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める請願について、反対の立場で討論をしましたがけれども、それと趣旨は同じです。日本共産党は、来年4月からの消費税率の引き上げの中止を求め、消費税増税中止の一点で共闘を今呼びかけて、運動を展開しているところです。

また、消費税増税、決まりましたけれども、決まった後も景気が良くなっているとは言え

ませんし、また、消費税8%に上げたら景気が悪くなるからといって、そのための対策が今いろいろと議論されております。また、マスコミに関して言えば、今まで消費税増税をするようにという論陣をかなり張られておりました。主張されておりました。上がるとなれば、新聞への軽減税率を適用するようというのは、非常に納得できないものがあります。

以上をもってこの意見書には反対いたしません。

○議長（石橋英和君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第1号 新聞の軽減税率を求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石橋英和君）起立多数であります。

よって、委員会提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議員提出議案第1号 過労死防止基本法の制定を求める意見書について

○議長（石橋英和君）日程第10 議員提出議案第1号 過労死防止基本法の制定を求める意見書について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

14番 中本浩精君。

〔14番（中本浩精君）登壇〕

○14番（中本浩精君）過労死防止基本法の制定を求める意見書について、朗読をもって提案説明にかえさせていただきます。

「過労死」が社会問題となり、「karoshi」が国際語となってから四半世紀がたとうとしている。過労死が労災であると認定される数は増え続けており、過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいが、過労死は過労自殺も含めて広がる一方で、減少する気配はない。突然大切な肉親を失った遺族の経済的困難や精神的悲哀は筆舌に尽くしがたいものがある。また、まじめで誠実な働き盛りの労働者が過労死・過労自殺で命を落とすことは、我が国にとっても大きな損失と言わなければならない。

労働基準法は、労働者に週40時間・1日8時間を超えて労働させてはならないと定め、労働者が過重な長時間労働を強いられるのを禁止して、労働者の生命と健康を保護することをめざしている。しかし、当該規制は十分に機能していない。

昨今の雇用情勢の中、労働者は、いくら労働条件が厳しくても、使用者にその改善を申し出るのは容易ではない。また、個別の企業が、労働条件を改善したいと考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社だけを改善するのは難しい面がある。

このように、個人や家族、個別企業の努力だけでは限界がある以上、国が法律を定め、総合的な対策を行う必要がある。

国におかれては、上記の趣旨を踏まえ、下記の内容の法律（過労死防止基本法）を一日も早く制定するよう強く要望する。

1. 過労死はあってはならないことを国が宣言すること。

2. 過労死をなくすための、国・自治体・事業主の責務を明確にすること。

3. 国は、過労死に関する調査・研究を行うとともに、総合的な対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月 橋本市議会。

提出先、衆参両院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（石橋英和君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第1号 過労死防止基本法の制定を求める意見書についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議員提出議案第2号 消費税の軽減税率制度の導入を求める意

見書について

○議長（石橋英和君）日程第11 議員提出議案第2号 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

4番 楠本君。

〔4番（楠本知子君）登壇〕

○4番（楠本知子君）消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書、朗読をもって提案説明とさせていただきます。

厳しい財政状況のもと、一層本格化する少子高齢社会にあつて、社会保障の費用を安定的に確保し、将来にわたつて持続可能な社会保障制度を維持・強化していくために、社会保障と税の一体改革関連8法が昨年8月に成立した。

安倍総理は、法律どおり来年4月1日から消費税率を5%から8%へ引き上げる決断をし、さらに平成27年10月には10%へ引き上げられる予定となっている。

消費税は、社会保障費の安定財源を確保できる一方、所得の少ない人ほど負担が重くなる逆進性の問題があることから、税率8%引き上げ時には低所得者対策として市町村民税非課税世帯に簡素な給付措置（1人当たり1万円）が実施される。

しかし、これは一時的な対策であつて、抜本かつ恒久的な対応が求められている。軽減税率制度の導入を図ることは、消費税は買い物たびに負担の軽減を実感でき、消費税への理解も得やすくなる。世論調査においても約7割の人が軽減税率の導入を望んでいる。

平成25年度税制改正大綱では、「消費税10%への引き上げ時に軽減税率制度の導入をめざす」としている。消費税10%引き上げ時期は平成27年10月に予定され、最終的には政府が判断するとなっている。軽減税率を導入するには対象品目の絞り込みなど準備期間がかか

る。また、企業の事務負担が増えることも指摘されている。

政府におかれては、「食品や生活必需品、新聞出版物などの税率を低く抑えてほしい」との国民の声にこたえるよう、下記の事項について速やかに実施することを強く求める。

軽減税率制度の導入へ向けて、年内に結論を得よう議論を加速し、軽減税率を適用する対象、品目、中小・小規模事業所等に対する事務負担の配慮などを含めた制度設計の基本方針を決め、その実現へ向けて環境整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月 橋本市議会。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（石橋英和君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議員提出議案第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）消費税の軽減税率制度

の導入を求める意見書に、反対の立場から討論を行います。

反対理由は、さきの請願で述べた、消費税の増税を前提としていること。意見書文中、消費税は社会保障費の安定財源を確保できる云々としていますが、私は、消費税増税による社会保障の充実は困難であると考えます。現に、政府は生活保護費、医療、介護などの分野で、法律を改悪あるいは改正しようとしています。いずれも国民、市民に新たな負担を求めるものです。

私どもは、消費税の増税に頼らない別の道を提案しています。消費税の増税は、回復しかけている景気を悪化させることは明らかです。今やるべきことは、国民の所得を増やし、税収を増やすことです。また、富裕層や大企業を特別扱いしている減税を是正することを最優先すべきと考えます。今、市民が真に求めているのは、消費税の軽減税率制度の導入ではなく、来年4月からの消費税増税の中止であると確信をいたします。

以上、反対討論とします。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第2号 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石橋英和君）起立多数であります。

よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議員提出議案第3号 「要支援者への介護サービス継続」と「介

護施設への入所は重度者に限定
しないこと」等を求める意見書
について

○議長（石橋英和君）日程第12 議員提出議案第3号「要支援者への介護サービス継続」と「介護施設への入所は重度者に限定しないこと」等を求める意見書について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
22番 中本正人君。

〔22番（中本正人君）登壇〕

○22番（中本正人君）「要支援者への介護サービス継続」と「介護施設への入所は重度者に限定しないこと」等を求める意見書について、文案の朗読をもって提案説明にかえさせていただきます。

「要支援者への介護サービス継続」と「介護施設への入所は重度者に限定しないこと」等を求める意見書。

高齢化が進展し、独居や高齢者世帯など家族介護に頼れない世帯が急増する中、介護保険によるサービスの役割がますます大きくなっている。

しかし、政府は、社会保障制度改革国民会議報告書に基づく社会保障制度の見直しを進めるとし、要支援者に対する介護予防給付については、市町村の地域支援事業へ移行させていく方針を示した。その後、要支援者向けの介護サービスのうち、訪問看護、通所・訪問リハビリ、訪問入浴介護などの専門的技能が求められるサービスについては従来どおり予防給付に残す一方で、通所介護と訪問介護の2事業については市町村に移管するとしている。

このような制度変更は、事業内容が市町村の裁量任せになり、提供されるサービスの質や量の格差が生じるおそれがあるのと同時に、市町村財政に与える影響も極めて大きいもの

となる。

本来、介護保険制度は「家族介護から社会介護へ」をめざして誕生した制度であり、40歳以上の国民が介護や支援が必要になったときのために介護保険料を支払っている。政府は重度の人に給付を重点化しているが、要支援の人に対する支援が遅れたり不十分になれば、認知症などは一気に悪化するおそれがあり、かえって財政的にも、また利用者の負担も増大することが予想される。

さらに、介護施設への入所は重度者に限定することも検討されているが、このことは軽度者のセーフティーネットを奪い、家族の負担をさらに増やすことになり、不安を増長させるものである。

よって、政府にあっては、下記事項について措置するよう強く要望する。

1. 要支援者に対する介護給付はこれまでどおり保険給付を行うこと。
2. 介護施設への入所は重度者に限定しないこと。
3. 国の責任において、安心な介護制度を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月 橋本市議会。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（石橋英和君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議員提出議案第3号については、委員会の付託を省略い

たしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第3号「要支援者への介護サービス継続」と「介護施設への入所は重度者に限定しないこと」等を求める意見書についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただ今、意見書案4件が議決されましたが、その字句・数字その他整理を必要とするものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

○議長(石橋英和君)この際、報告いたします。

総務委員長、経済建設委員長、文教厚生委員長及び議会運営委員長から、委員会において審査及び調査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び

調査をいたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

○議長(石橋英和君)以上で本日の日程は終わりました。

これにて本議会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

○議長(石橋英和君)閉会にあたり、市長から発言の申し出がありますので、市長の発言を許します。

市長。

〔市長(木下善之君)登壇〕

○市長(木下善之君)それでは、12月市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さん方におかれましては、11月25日の開会以来19日間にわたりまして、本会議並びに各常任委員会において提出いたしました23件の諸議案に対し、慎重にご審議をいただき、誠にありがとうございました。

審議の中で賜りましたご意見、ご指摘等につきましては、今後十分にその意を踏まえ、市民の皆さまの信頼にこたえることができるよう、検討してまいりたいと思います。

さて、明日、橋本市岡潔数学WAVE講演会が産業文化会館大ホールで開催されます。講師は岡潔思想研究会の横山賢二先生と女優の由美かおるさんです。議員の皆さんにもぜひご出席を賜りますよう、よろしくお願いを

申し上げます。

一つ、うれしいお話がございます。この11月に行われました県下消防職員による第15回駅伝大会において、選抜の部、壮年の部の2部門で本市消防本部チームがそれぞれ優勝をいたしました。

県下24の消防本部が参加され、御坊市で開催されました。選抜の部は昨年度に続いて連続優勝、壮年の部は初優勝となりました。大変おめでたいことでございます。この成果を十分生かし、消防業務にさらに励んでいただきたいと思っております。

今週あたりから寒さも一段と厳しくなっております。議員の皆さん方におかれましては、公私何かとお忙しい時期をお迎えになる

と思っておりますが、健康には十分ご留意をいただき、輝かしい平成26年の新春をご家族おそろいでお迎えくださいますよう、心から祈念を申し上げます。

私も任期いっぱいまで全力で市政に取り組んでまいります。

また来年も、橋本市の発展と市民の幸せのためにご尽力賜りますよう切にお願いを申し上げます。12月市議会定例会の閉会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

ご苦労さんでございました。

○議長（石橋英和君）これにて平成25年12月橋本市議会定例会を閉会いたします。

（午後2時28分 閉会）